マイナンバーシンポジウム in福島 【議事録】

開催日時 平成24年11月17日(土)

開場 12:30

開会 13:30

終了 16:15

会場 杉妻会館「牡丹」

(1) 開会

司会:皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより「マイナンバーシンポジウムin福島」を開催いたします。

このシンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、福島民報社、福島民友新聞社の 共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。シンポジウムでは、政府から 番号制度についてお話しするだけではなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて、国民 の皆様のご意見を伺い、番号制度づくりに活かしていくことを目的に開催いたします。

本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、手話通訳として、社団法人福島県聴覚障害者協会の高橋英明さん、佐藤けい子さん、渡邉尚子さんにご協力をいただいております。よろしくお願いいたします。

そして私は、本日の司会を務めさせていただきますフリーアナウンサーの高田優美で ございます。

それでは初めに、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、内閣官房社会保 障改革担当室、向井治紀審議官よりご挨拶を申し上げます。

(2) 主催者挨拶

向井治紀: ただいまご紹介いただきました内閣官房で番号制度を担当しております向井と 申します。

本日は、お忙しい中、土曜日にも関わりませず、また、こういう天気にも関わりませず、お越しいただきまして、本当にありがとうございます。

また、このマイナンバーシンポジウムは今日で45県目となります。ここ福島は、3月 11日以来、1年8ヶ月程、経過してございます。政府としてもあの大震災、あるいは原発 事故の復興に全力で取り組んでいるところでございます。

さて、マイナンバー制度でございますが、マイナンバー法案は、今年の2月に国会に 提出されまして、通常国会では継続審議となりました。そして、臨時国会では審議される ことなく、結局解散しましたので、現在は廃案という状態になってございます。それに伴 いまして、実施時期も当初予想より1年以上遅れることになろうかと思います。

ただ、番号制度は、こういう状態の中でもやはり各政党のご意見等を見ております と、新たな政権で改めてまた議論されることは、ほぼ確実であろうと考えております。そ ういう意味でも、こういうシンポジウムで、これまで政府が提出していたような制度をご 説明し、また国民の皆様からご意見をいただくというのは非常に有意義なことではないか と思っております。

これから2時間半程でございますけれども、できるだけ有意義なシンポジウムにしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会:向井審議官よりご挨拶を申し上げました。

それでは、ここで本日のシンポジウムのプログラムをご紹介させていただきます。

初めに、15分間、政府からの説明を行います。その後、30分間の特別講演を行い、10分間の休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッション終了後、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換「国民対話」に入らせていただきます。本日のシンポジウムの終了時間は、午後4時を予定しておりますので、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

それでは、番号制度創設推進に当たりまして、政府からの説明を内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官よりお話しさせていただきます。

(3) 政府説明

向井治紀: それでは、番号制度につきまして、私の方から簡単にご説明させていただきます。

番号制度でございますが、この制度というのは、基本的には複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であるということの確認を行う基盤と考えております。そして、これらの情報をつなぎ合わせることによりまして、より効率的で透明な社会保障、あるいは税の制度を実現するためのインフラであろうということです。廃案になりました法律では、社会保障、税、防災の各分野で番号制度を導入するということを考えてございました。

番号制度の仕組みは大きく分けてこの3つがございます。

まず、番号を付けるということで、個人に、できるだけ多くの方に唯一無二、1人1番号で重複のないように付番する、ということがまず基本でございます。こうすることによりまして、例えば、税なら税の分野、社会保障なら社会保障、年金なら年金の分野でAさんの情報とされているものについて、それがAさんの情報であるということが容易に確

認でき、Aさんの情報というのが名寄せされるということになろうかと思います。

そして、2番目が情報連携でございますが、それぞれの税なら税、年金なら年金の中で名寄せされた情報を、それぞれで必要な分に限りますが、例えば、年金ですと所得に応じて保険料を減免したりする制度がございますが、税で得られました所得情報を年金で使うとか、そういうことに紐付けしていくということでございます。

一方で、こういう紐付けを行うには、AさんがAさんであることを確実に確認する必要があるということでございます。こういう本人確認の仕組みも併せて整備する必要があるということでございます。

マイナンバー法案の現在までの経緯は、先程申しましたが、本年の2月に法案を決定 いたしまして国会に提出したところでございますが、このように衆議院の解散により廃案 になったということでございます。

それで、番号制度の法律を細かく説明するよりは、むしろ制度の骨格をお話ししたい と思います。

それで、この辺のところは省略させていただきまして、まず個人番号。個人の方に付番する場合の番号(マイナンバー)でございます。対象者は、住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者。これは日本人をほとんど指しますが、住民票コードを導入した際に海外におられて、なおかつ今も海外におられる方は、日本に帰って来られたときに番号が付される、それ以外の方は出生時に番号が付される、そういうイメージになろうかと思います。それから、外国人につきましても、中長期の在留者、特別永住者等については付番していくということでございます。

番号(マイナンバー)は、住民票コードをベースとしておりますので、市町村長から 書面により通知するという格好になろうかと思います。マイナンバーの変更につきまして は、漏洩とかプライバシーに問題がある場合などの要件に該当した場合に変更可能として ございました。

それから、そのマイナンバーそのものにつきましても、税の分野などで使いますと、例えば、納税者、個人のサラリーマンが会社から給料を貰う場合に、会社は所得税を源泉徴収して税務署に納付いたします。従いまして、従業員のマイナンバーは会社に知られる、会社がそのマイナンバーを記入して税務署に提出するという格好になりますので、他人に知られ得る番号となります。ただ、みだりに多数の方に知られることのないように、そういうマイナンバーにつきましては、法律上、そういう事務を行う者以外

から提供を求めることを禁止しております。

それから、もう1つは、下から2番目にございますが、マイナンバーの提供を受ける場合、必ず個人番号カードや何らかの写真入りのカードで本人確認を義務付けるということ、それから、この法律に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることを禁止しております。

では、具体的に番号制度で何ができるのか。これは、必ずしも廃案になりました法律というよりは、社会保障、税の分野では番号を振れば、どういうことが可能になるかという視点で書かれてございます。そういう意味では、社会保障給付につきまして、よりきめ細かな制度の導入が可能になる。あるいは税の分野で所得把握の精度の向上等が実現する。これは、100%正確な所得というのはもちろん不可能ですけれども、より正確な所得把握に資することは間違いないと考えております。それから、災害時におきましても災害救助ないし災害復興支援等におきまして、より効率的な支援が可能になるのではないかと考えております。

一方で、自分の情報につきまして、例えば、自分がどの程度、社会保険料を払ったのかとか、あるいは医療費を払ったのかということが自分で分かるようになる。それは、これまでは大抵そういう書類を手元に置いておけという話になっているのが多くありまして、例えば、税の分野で医療費控除を受ける際には領収書を持っていないといけないとかいうのがありますが、そういうことが不要になってくる。そういう意味で、社会福祉の給付を申請する場合でも、納税証明書とか住民票などが不要になってくる、そういう手続の簡素化というのがございます。将来的には、いわゆるワンストップサービス、転居した場合でもワンストップサービスが受けられるようになり得るということも考えられるのではないか。

それから、医療、介護につきましては、例えば、健診情報ですとか予防接種の履歴が確認できるとか、あるいは医学研究におきまして、もちろん匿名化いたしますが、データの蓄積が可能になるとか、そういうこともございます。

これらのうち、今までの法案では、基本的には社会保障と税と防災はすべて含んでおりますが、医療、介護のうちのいわゆる健康情報、身体情報といった、そういう情報については法律の対象とはなってございません。医療のそれらにつきましては、お金の情報ですね、保険料をいくら払ったとか自己負担をいくら払ったとかという、そういう情報のみを扱うというふうになっております。

どういうメリットがあるかというのは例として書かれております。各種申請、申告に際しまして添付書類の省略ができるとか、あるいはそういう異なる制度間の給付調整、例えば、ある給付を貰っていると年金の別の給付が貰えないとか、いわゆる併給調整というのがございますが、これらについて確実になるといったこと、それから、社会保障とか税に関する自分の情報が例えば、「マイ・ポータル」から容易に入手できるようになるとか、税金の確定申告の際に税金の確定申告に必要な情報をパソコンから入手しまして、確定申告が非常にやりやすくなるということが考えられます。

それから、不正申告の防止という点におきますと、例えば、扶養控除申請をダブルで 出している場合は容易に突合ができてしまうということがございます。

一方で、こういう番号制度は、常にプライバシー、あるいは国家による情報の一元管理といった懸念が伴ってまいります。そういう意味で、個人情報の保護も当然これまで以上に厚い措置が必要になってくるだろうということでございまして、右側に制度上の保護措置とシステム上の安全措置というのがございます。制度上の保護措置としましては、そこに書いてありますような法律において規定されております第三者機関とか、そういうようなものがございますし、システム上の安全措置といたしましては、例えば、個人情報、年金の情報は年金で管理する、税の情報は税で管理する。1つの機関がすべての情報を見られるようなことはないようにするということも考えておりますし、情報連携につきましても、マイナンバーそのものではなくて、別の符号に基づいた情報連携などを考えているということでございます。

特に法律上の措置といたしましては、下から2つ目にございますが、この法律の規定にあるものを除きまして、特定個人情報というのは番号付きの情報、マイナンバー付きの情報のことでございますが、これらの収集、保管、ファイルの作成を禁止する。それから同じく、マイナンバー付きの個人情報につきましては、法律で規定されてある場合を除きまして提供を禁止するというようなことにしております。

それから、真ん中にあります情報提供の記録そのものは情報提供ネットワークシステムに保存いたしまして、Aさんの情報提供記録はAさん本人が「マイ・ポータル」から見られるようにするということも考えております。

それから、いわゆるネット弱者の問題もございますので、通常の行政機関、個人情報 保護法ですと法定代理人のみが開示請求が可能でございますが、マイナンバー法の特例と いたしまして任意代理人によるマイナンバー付きの情報の開示請求が可能になるとしてお ります。

情報連携のイメージでございますが、右側がそれぞれ例えば、国税であったり、あるいは、市町村であったり年金であったりする、そういうそれぞれ情報を持っている機関が、マイナンバーではなく別の符号で情報提供ネットワークシステムを通じてやりとりをする。そういうことによって、そこにアクセスログが残り、情報提供ネットワークシステムを第三者機関が監視するという、そういうシステムを考えております。

それから、「マイ・ポータル」ということで、インターネット上で確認できるポータル サイトをつくりたいと思っております。

それから、本人確認の手段といたしましては、まず確認することは2つございまして、AさんがAさんであるという確認と、Aさんの番号が〇〇番であるという確認と2つ必要となってまいります。これらを同時にできるものといたしまして、番号が記載された写真入りの個人番号カードを、これまでも住民基本台帳カードというのがございましたけれども、これらを改良いたしまして交付するということを考えております。

それ以外にも、英米系の諸国で行われております事前にプライバシーに対する影響を評価して公開していくという、いわゆるプライバシーの影響評価という仕組みも導入したいと考えております。

それから、個人情報の保護機関といたしまして、個人番号情報保護委員会というのを 政府とはできるだけ独立した、いわゆる三条委員会、これは公正取引委員会が当たります けれども、そういう政府から独立した機関で個人情報の保護を図っていきたいと考えてお ります。これらの機関につきましては、政府の他の機関とかに指導、助言、勧告、命 令、報告、立入検査等を実施できるような強力な権限を与えたいと思っております。

それから、罰則も現在、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法等に罰則が定められておりますけれども、番号に関しましてはこれよりも加重し、やや広目に罰則を設定してございます。

それから、個人番号以外にも法人番号というのをつくりまして、これは基本的には登記があるものは登記番号というのがございますので、これを基礎として付番するということを考えてございます。そして法人番号につきましては、個人情報保護の問題がほぼございませんので、基本的には民間でも自由に利用可能にして、できるだけ検索がしやすいようなサービスを提供したいと考えてございます。

番号制度につきましては、諸外国でもいろいろな番号制度がございます。そういう意

味で、制度の立て方はいろいろな考え方が十分あろうかと思っております。これまで政府が国会に提出していた法案というのは社会保障と税、防災に限っておるわけでございますけれども、これらをどういうふうにしていくのかというのも考えられますし、一方で、そうはいってもすべての取引や所得を把握するということは不可能である。そういうことを考えながら制度設計を考える必要があろうかということでございます。従いまして、今回の法案では入っていなかった医療の健康情報とかそういうものは、マイナンバーではなくて別の番号で管理しつつ、情報連携だけは可能にするというやり方もあろうかと思いますし、民間に拡大する場合でもマイナンバーそのものを拡大するというよりは、情報の連携の範囲を拡大するという方がむしろスムーズに入るという考え方も十分考えられると思っております。

今後のスケジュールにつきましては、廃案になった関係上、最低1年遅くなることになろうかと思います。従いまして、2015年度という予定でございましたけれども、2016年1月以降に入れるのが最短なパターンであろうと考えております。ロードマップも同様、1年以上ずれるとお考えいただきたいと思っております。

参考資料として、諸外国の番号制度、いろいろな利用範囲ですとか現在、日本にはどんな番号があるかというのがございます。これらも参考にしていただけたらと思います。

駆け足でございますけれども、後半のパネルディスカッションでさらに問題点を明らかにしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私の説明はこれで終わらせていただきます。

司会:向井審議官よりご説明いたしました。

それでは続きまして、総合研究開発機構主任研究員、島澤諭様によります特別講演を 始めさせていただきます。それでは、島澤様、どうぞよろしくお願いいたします。

(4)特別講演

島澤 諭:ただいまご紹介いただきました島澤でございます。本日は、税と社会保障の一体改革とマイナンバーということで、30分間ぐらいですけれども、お話をさせていただければと思っております。

本日お話しするのは2つの部分に分かれておりまして、マイナンバーは何のために導入するかということなんですけれども、これは私の解釈でありますが、1つは、政府とい

うのはいろいろな行政サービスを国民の皆様、地域の皆様に提供するわけですが、その対価として税ですとか社会保険料を徴収しているわけですが、「貴重な血税」という表現もございますように、貴重なお金を皆様からいただくわけですから、無駄があってはいけないと申しますか、徴税コストがあまりにもかかっていては非常に資源の無駄になりますから、そういったところを効率的に進めるというのが1つの目的かと考えております。ですから1つは、消費税の引き上げなども決まりましたけれども、経済も厳しいという中で増税などを行っていかないといけない、そういう背後にあります財政状況について確認しておきたい。もう1つは、マイナンバーの意義ですとか、もしくは、それに伴いますデメリットに関しまして簡単に触れられればと思っております。

まず、我が国の財政状況ですけれども、これはいろいろなメディアなどでも報道されておりますように非常に良くない。後で見ますけれども、先進国の中でも非常に悪い。但し、幸か不幸か、ギリシャですとかイタリアのようには危機的な状況が表に出てきてはいないというところで、嵐の前の静けさのような状況になっておるというのが1つのある意味、奇妙な要素だろうと思います。最近では毎年40兆円ぐらい新規に国債を発行、政府が借金をしている。1つの歳出の中で半分近く借金に頼っている国というのは、最近ではあまり見当たらない。そうしたある意味、放漫な財政運営を行ってきた結果、借金が国と地方を合わせまして800兆円を超えているというのが現状です。国債残高だけを見ますと、世界でも非常に高い状況にある。

よく政府の財政が悪いのは景気が悪いからだという話もあるわけですけれども、ここにあります絵は、政府の財政赤字の原因を2つに分けてある。1つが景気要因。景気が悪いと当然、財政赤字というのは大きくなるわけですけれども、その景気の要因がどこまで来ているか。このグラフですと、上の四角の太線で囲んだ白い部分が、景気が悪いことから生じている財政赤字ということになります。残りの赤い部分、塗りつぶしてある部分は、景気が悪いから発生する赤字ではなくて、そもそも政府の歳入、収入と支出の出し方のバランスが悪いから生じるというところです。

要は、今の政府のお金の使い方を見てきますと、構造的に入ってくる以上に使っている、そういうところになります。見てみると、景気が悪いことから生じている赤字は非常に少なくて、日本の場合は、そもそもお金の使い方が悪いんだというところが見て取れます。

下のところが、英語で書いてしまいましたが、一番左側が日本でありまして、あとは

先進国と、一番右側にあるのはギリシャの財政赤字の要因別に分けたものです。日本の場合は、先程も見ましたように、景気要因よりも、そもそも政府のお金の使い方のバランスが悪い。構造要因と書いてありますけれども、構造要因が非常に大きくて財政赤字も巨額になっている。日本と似たようなものとしてはイギリスとアメリカも政府のお金の使い方が悪いんだということで赤字が膨らんでいる。おもしろいと言うのも変ですけれども、ギリシャがここ最近、いろいろな改革をしているところもありますが、日本と違っていまして、景気が悪くなった結果、財政赤字が膨らんでいる。一方で、歳出歳入改革、財政再建を行った結果、政府のお金の使い方は大分赤字が減った、逆に言うと黒字に振れているというところになっております。他の国と比べましても、日本の場合はどうも政府のお金の使い方が悪い、もしくは、入ってくる以上にお金を使い過ぎている。要は、歳入を増加させるか歳出を削減するか、どっちかを行わなければいけないんだということが分かります。

では、何でそんなにお金を使っているのかということですけれども、これは歳出の増加要因、財務省からの資料ですが、平成2年、バブルの頃は日本の財政状況は非常に良かったわけですが、その頃から最近まで歳出がどのように増えたか、歳出が何の要因で増えたかというもののグラフになります。ここにあります濃い青が社会保障関係費です。もう1つ、薄い青が公共事業。要は、公共事業をたくさんやったから赤字が増えたというのは、バブル崩壊以降、小泉さんが出てくる頃までは、確かに公共事業をたくさんやった結果、歳出が増加していたということが分かります。しかし、小泉構造改革以降、どんどん公共事業が減らされていった。それに応じまして、歳出も公共事業に係る部分は大分減っていった。それ以上に増えてきたのが社会保障関係費です。いわゆる高齢化などによりまして社会保障の支出が非常に増えた。平成2年から平成23年までで積み上げて見ますと、社会保障関係費の増加が165兆円あった。要は、政府の支出は非常に増えているわけですけれども、その8割ぐらいが社会保障関係の歳出増で増えてしまったということが分かります。

あと足元ですと、借金の返済のための支出というのも少しずつ増えてきているという ことも分かりますけれども、一番の原因は高齢化による社会保障関係支出だということが 分かります。

もう1つ、歳入部分も当然減った。それが借金の増加に寄与したわけですけれども、平成2年から平成23年度までを見てみますと、大体税収の減少が177兆円あったとい

うことが分かります。これがいわゆる景気の低迷部分に当たるわけですけれども、差し引きで歳出の方が多かった。それによってどんどんと政府の借金がかさんでしまったという ことが分かります。

先程、イタリアですとかギリシャ以上に日本の財政状況は厳しいわけですけれども、イタリアやギリシャほど厳しい状況には直面していない、嵐の前の静けさというお話をしましたけれども、いつ日本の国債の金利がギリシャですとかスペイン、ポルトガル、イタリアのように上昇していってもおかしくない。例えば、この青いのがギリシャですけれども、ギリシャも危機が表面化するまでは他のヨーロッパ先進国とそんなに変わらない国債利回りだったわけですが、危機が表面化して以降、あっという間に18%ぐらいにまで上がる。日本も今は、ほとんどゼロに近い、1%ぐらいの金利利回りですけれども、これがいつギリシャのように跳ね上がらないとも限らない。日本の財務省の試算によりますと、国債金利が1パーセントポイント上昇すると、金利負担が1兆円ぐらいずつどんどん増えていくと試算しています。ですから、今確かに日本の財政は安定して見えるわけですけれども、危機が表面化しますと、当然、非常に大きな破滅的な状況が待ち受けている。当然、それは事前に分かるわけですから、そうならないために社会保障と税の一体改革を政府が行おうとしているということだと思います。

何が話し合われているか、あるいは予定されているか。今後、新しい政権の枠組みの中でもしかしたら細かいことは変わっていくかもしれませんけれども、今の合意では税というもの、各種控除の見直しですとか税率構造の改革を実施します。経済の低迷ですとか格差の拡大といったふうに非常に生活状況が厳しい人が増えている。ですから、給付付きの税額控除もしましょうというお話もあるわけですけれども、そういうものを導入するためには当然、マイナンバーのような制度の導入を前提として、社会保障制度の見直しも併せて検討しましょうということになっております。同じく消費課税と資産課税、地方財政、いろいろあります。その他のところで、社会保障と税の一体改革の中で、民主党、自民党、公明党3党である程度の合意が得られているわけですけれども、社会保障、税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備等というのが入っておりますので、これは先程、向井審議官が仰られたように、政権が今後どうなったとしても、恐らくこうした今議論されておりますマイナンバーというものの基本形は維持されるということだろうと思います。

消費税の増税が一定の条件付きですけれども導入されたわけですが、では何で消費税

なのかということですが、これは高齢化が進んでいくということと大きな関係があります。 1ページ飛ばしまして、当然、消費税の他には所得税があるわけですけれども、所得税ですと、今後、少子高齢化が進むわけですから、所得税を負担する勤労世代というものがどんどん減っていきます。そうなりますと、減っていく人たちにたくさんの、先程も言いましたように、政府の借金を減らすということを考える、あるいはどんどん増えていく社会保障を負担させようと思いますと、勤労世代、働いている世代に非常に重い負担をさせないといけなくなってしまう。しかし、非正規雇用も増えていますし、失業も増加しているわけですから、若い人たちの所得だけに頼るというのは非常に厳しい。そうした中でやはり有用なのは、すべての世代で広く負担してもらうという税が一番大切だろう。それがいわゆる消費税ということで、最近では所得増税という話よりも消費増税ということの方が増えている。消費税の方が日本の現状、先行きには適当な税制だろうということになります。

1枚めくっていただきますと、もう1つ、野田総理が今年の1月に行いました所信表明などでは、将来世代への責任があるとか、将来ということを最近よく強調されておられます。これは1つの試算の方法でありまして、私が3年前ぐらいですか、内閣府の研究所でやった計算、研究結果ですけれども、要は、一生涯の所得のうち、どのぐらい負担しないといけないかというものですけれども、これを見ていただきますと、若い世代ほど重くなっているという現状があります。特にまだ生まれていない人たちに関しましては、生涯所得の半分以上を政府に差し出すということが決まっている。そうしない限り、政府の財政がいずれかの時点で破綻してしまうということになってしまうわけですけれども、こうした今生きている我々というのは、要は、若い人たちに負担を押しつける形で現在の生活を賄っている。これがまさに将来世代への押し付けでありまして、我々はまだ若い人たちに責任を持って貰っているんだ、だから我々は、今ここで税負担を増やすことによって将来世代の負担を減らしましょう、そういう流れなのだろうと思います。

負担の増加というものからは離れられないということですけれども、負担を増加させるとどうなるか。お金をたくさん持っているお金持ちほど節税行動が行われます。要は、脱税とまではいかないかもしれませんけれども、なるべく政府に納めるお金を少なくする節税行動ですとか、あるいは先程、社会保障は非常に増えたということが分かりましたけれども、その増えた社会保障を賄うために社会保障負担を増やそうと思いますと、実は社会保険料というのは所得の低い人ほど重い、大きい割合を負担しないといけ

ない、お金持ちほどその負担が軽くなるという意味での逆進性が指摘されております。こういった単に負担増をするというだけで効率化を行わない限り、不公平感が実際に増して しまう。ですから、今後どんどん大きな負担を政府がお願いするということになるために は、なるべく不公平ではない負担のあり方を検討しないといけない。

そうしたときに、たくさん税負担、社会保険の負担ができるといった場合には、所得を基準と考えるのか、資産を基準と考えるのか、もしくは使えるお金を基準と考えるのか、いくつかの見方があります。但し、こうした何をもって税を負担できる能力とみなすかということを考えると、そもそも所得を捕捉する格差がよく知られています。クロヨン(9・6・4)、農家と自営業とサラリーマンというふうに、所得捕捉率はサラリーマンが他の職業の人に比べると非常に高い。いわゆる所得捕捉の格差が存在している。ですから、政府が現在持っている所得に関する情報は非常に不公平なんだ。ただ、所得以上に資産に関する情報は政府は持ち合わせてはいません。こうした捕捉している状況の格差を放置したまま増税を行うというのは、先程も申し上げましたように不公平感をどんどん国民の間に大きくしていってしまう。はがの基本原則と言われております公平、中立、簡素というものにどんどん反してしまう。しかも税金と社会保険料を徴収している組織が日本の場合、国税庁と日本年金機構等といったように分かれておりますので、そういった点でも連携がうまくいっていない。もしくは先程も申し上げましたように、現在、経済が低迷し格差が拡大している。今後、社会保険ですとか税に関しまして再分配を強化する、もしくは再構築するということが必要になります。

ですから税と社会保障を別々に議論するのではなくて、まさに一体的に議論していくということがどうしても必要になる。その際、組織をいじるというよりも、例えば、マイナンバーのような社会保障と税で共通した効率化できる要素を盛り込むことによって、人々の間の不公平感をなくしていく、より緩和していくということが可能になるのではないか。結局、誰がどのぐらい負担できて、もしくは誰がどれだけ行政からの支援を必要としているのかということをマイナンバーを使う、導入することによって正確に知ることができるようになるだろうと私は思っております。

先程もあったかもしれませんが、社会保障・税番号制度の概要ですけれども、いろい ろな限定事項が付いております。マイナンバーというものの国民の間の疑問ですとか懸念 は当然事前に分かるわけですから、それに対して様々な手をあらかじめ打ってあるという ことだと思います。 これからがマイナンバー制度の意義ですけれども、マイナンバーと身構えて非常に単純に私は捉え過ぎているところがあるのかもしれませんけれども、マイナンバーといいましても、身の回りにたくさん、我々個人に振られた番号があります。もちろん政府が導入しようとしているマイナンバーとは重みも全く違うものをここに羅列してあるかもしれませんけれども、例えば、小学校などに入学しますと、出席番号が何年何組の何番というふうに振られる。あれも一番最初に、もしかしたら我々が遭遇する、今ですと住基カードの番号などがあるかもしれませんけれども、出席番号もあります。運転免許証ですとか保険証番号ですとかパスポートにも番号がありますし、年金番号もあります。病院に行きますと診察券をもらって、その診察券に個人の番号が振ってあったりしますし、お店ですとかスーパーですとかデパートといったところで使うポイントカードにも番号が振ってあって、我々がいくら使ってどのぐらいポイントを貰ったか、あるいはポイントを使ったか、ポイントカードで我々の情報が店側に管理される、あるいは会員番号といたようなものも身の回りにたくさん、我々にある意味勝手に振られた番号が存在していますし、既に日常生活では馴染み深い仕組みなのだろうと思います。

そうしたマイナンバーですけれども、政府の資料を読む限り、それを信用すればという話かもしれませんが、国民を一括管理するわけではなくて、現在の場合には税、社会保障の分野に限って氏名ですとか住所、性別、生年月日の4情報と関連付けた個人番号を付けるのだと。こうした番号があれば、消えた年金問題というのもなかったでしょうし、子ども手当ですとか定額給付金ももう何年か前にあったわけですが、あれも所得の水準を捕捉するのが難しかった、あるいは煩雑だったということもあって一律に給付する、いろいろ右往左往したわけですけれども、一律に支給するというような、ある意味、必要なところに必要な額が届かないという結果に終わってしまった。あるいは、これから消費税もお金を戻すのか、低所得者に給付するのか、あるいは軽減税率にするのかという問題がありますけれども、そういった際にも、いくら税を納めているのかという情報があれば、簡単に制度設計も行えるというようなことも考えられる。

国の本来の役割というのは、国民の安全・安心を保障して、必要な人に必要な行政サービスを効率的に提供するというのが一番の前提であります。ですから、国民がどこにいるのかという所在の把握が必要。例えば、これは極端な例かもしれませんけれども、ちょっと前に複数の市から生活保護を受給していた者が捕まったわけですけれども、マイナンバーがあれば、そういった事例も防ぐことができたかもしれない。戸籍制度ですとか住民

登録制度、国勢調査を世帯単位で把握というのもできるわけですけれども、個人での身分証明も可能になるかもしれない。これはもう少し先の話かもしれませんが。特に自分が自分であることを証明するというのは非常に変な話ですけれども、なかなか難しい。私は運転免許証を持っていないのですけれども、いろいろなところへ行くと運転免許証はありますかと確認されるわけですが、私は持っていない。持っていないですと言うと、では保険証はありますかと。普通、保険証を日常携帯して歩くというのはまずないわけですので、自分が自分であることを証明するというのが非常に難しくなる。マイナンバーのカードなどを持っていれば、こういった証明が簡単になるかもしれませんし、高齢者が車の免許証を返納できないという事情もこういうところにあるだろう。そういった問題に関しましても、何らかの手を打つことができる。

もう1つは、行政コストを圧縮することができる。生活保護の不正受給の問題がありますし、あるいは、病院などにおける検査ですとか投薬の重複も削減できるというような可能性も存在する。

一方で海外を見てみましても、いろいろな国で導入されている。先程の審議官の話の中にもありましたけれども、例えばエストニアなどはeIDとX-Roadというのがありますけれども、エストニアは北欧の小さい国ですが、インターネットを使って投票することができる多分唯一の国だったと思いますが、そういったときにも活用されている。スウェーデンですとかデンマーク、アメリカといったような、先程も見たように先進国では導入されている国もある。

メリットといたしましては、縦割り行政から脱却ができるだろう。同じ番号、1つの番号で横のつながりが取れるだろう。あるいは、紙文書を電子化する、こういったこともメリットとして考えられる。あるいは、選挙が今回ありますけれども、小さな政府とか大きな政府といったような、ある意味、不毛な対立ではなくて、効率的な政府、適度な政府、適切な大きさの政府というものを実現することも可能になるだろう。あるいは、マイ・ポータルというものを使いますと、今我々が役所に出向いて申請しないといけないわけですけれども、今度は向こうからいろいろなお知らせがやってくるということにもなります。

結局、まとめますと、メリットといたしましては、国民と政府の間の金銭的なやりと りのデータを国民1人1人に割り振った番号——マイナンバーですけれども、これによって、税と社会保障の分野に限ったということですけれども一元管理する。そういったと きにいくら我々は負担し、いくら政府から利益を受けているかということを確認しやすくなる。要は、政府に対する、あるいは自分の負担ですとか受益に関する情報というものが可視化される。非常に状況を把握しやすくなるということがあります。

あるいは、社会保障の事務の効率化ですとか給付漏れ、二重給付を防ぐことが可能になる。あるいは、国民の所得などをより正確に取られることが可能になりますので、生活保護ですとか税還付等の低所得者対策が非常にきめ細かく実行できるようになるというメリットもあります。

当然ですけれども、デメリットも存在します。マイ・ポータルというのはウェブサイト、インターネット上でいろいろやらないといけないわけですけれども、IT弱者というものも当然、存在しています。パソコンなどあまり使わないという世代ですとメリットがあまり受けられない。あるいは、ここはまだ決まっていないみたいですけれども、ICチップ付きカードを配るということになりますと、それが盗難、紛失されたときに非常に大きなデメリットが生じてしまう。ネット上の情報の漏洩というよりも、カードそのものがなくなってしまうという危険性もあるだろう。情報の漏洩というのがありますけれども、これは第三者機関による監視、監督で防いでいく。当然リスクはゼロにはなかなかできないところでありますので、なるべく小さくしていく仕組みというものももう既に考えられている。

メリット、デメリットいろいろありますので、人によってどちらを重視する、しないというのがあるかと思いますけれども、現在、政府が考えている税と社会保障の一体改革の中でのマイナンバーの意義について、私なりの考えをお話ししたということになろうかと思います。

どうもありがとうございました。

司会: ありがとうございました。後程、島澤様には、またパネルディスカッションにもご 参加いただくことになっております。ありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩に入らせていただきます。お席を離れる際には、貴重 品はお持ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、お帰りの際はアンケートへのご記入のご協力を是非よろしくお願いいたします。それでは、お時間までご休憩ください。

(5) パネルディスカッション

司会:皆様、お待たせいたしました。ただいまよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、ここでパネリストの皆様にステージにお上がりいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様のプロフィールにつきましては、お配りしています資料の中に登壇者プロフィールがございます。そちらをご覧いただければと思います。

それでは、ご紹介させていただきます。

先程、特別講演をいただきました総合研究開発機構主任研究員、島澤諭様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長、齋藤裕様。

日本経済団体連合会日米クラウドコンピューティング民間作業部会主査、株式会社日立製作所上席研究員、梶浦敏範様。

東北税理士会福島県支部連合会副会長、熊田耕治様。

内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官。

そして、コーディネーターは、共同通信社、飯田裕美子生活報道部編集委員・論説委員です。

それでは、飯田さん、よろしくお願いいたします。

飯田裕美子:はい、それでは、これからパネルディスカッションを始めていきたいと思います。

本日は、単に賛成、反対というだけでなく、様々なお立場から様々なご意見を持った 皆様においでいただいておりますので、より充実した理解が深まるようにパネルディスカッションを進めていきたいと思います。

まず最初に、先程お話しいただいたお二方以外のお三方からお話をいただいた上で、その後に会場の皆様からご意見を頂戴して、さらに進めていきたいと思っております。

それでは最初に、梶浦さんに経団連のお立場からよろしくお願いいたします。

梶浦敏範:ただいま、ご紹介にあずかりました経団連からまいりました梶浦でございます。日立製作所で10年あまりIT政策のスタッフをいたしております。今日は経団連の立場で番号制度に関する基本的な考え方というものをご説明したいと思っております。

経団連でございますが、10年来にわたって、あるいはそれ以上にわたって、番号制度 ——名前はどうあれ、個人と法人に番号を付けて、それを適切に利用するということを 求めてまいりました。

利用範囲に関しましては、現在検討されている社会保障、税の領域は当然でございますが、その他にも社会の効率を上げる分野は多くございます。さらには、準民間のようなところ、あるいは分野によっては純粋な民間も含めて、広く番号の活用をしたいという提言をいたしております。

それに関しましては、こちら経団連から他の経済団体に至るまで、多く合意をしているところでございまして、一昨年、経団連主催でこのようなシンポジウムを開いて、皆様のご意見をご議論いただいたということもございました。そういう意味で、経団連としては積極推進派でございます。

まず第一に、番号制度の導入に向けてどのようなことを期待しているかというと、残 念ながら廃案ということでございますが、引き続き、このようなものの議論はしていただ きたいと思っておりますし、着実な成立、施行を求め続けてまいります。

それに当たりましては、利用者視点によります番号制度の利活用拡大。先程、民間までと申しましたけれども、もちろん適切な管理をした上で、それを使って効率的になればというような分野で広く使っていきたい。それから、行政の内部で申し上げますと、番号制度を1つの契機といたしまして、番号制度があればすべてできるというわけではありませんが、番号制度を利用して、いろいろな業務の整理もして、行政業務を改革していただきたい。これは先程の島澤先生のお話にもありましたように、効率的な行政を求めてまいりたい。そのためにBPR、BPO、こういうものを活用する。そのためにも1つの非常に重要なファクターとして個人、法人の番号制度が必要だと思っております。

ただ、その使い方に関しましては、各部署が縦割りという言葉も先程ございましたけれども、独自にバラバラに進めていくということではうまくいきません。従いまして、政府CIO、行政CIOという人が必要です。今回、経団連の重鎮でもございましたリコージャパンの遠藤顧問が政府CIOに就任されました。けれども、もちろん1人で何かできるわけではございませんが、向井さんは副CIOですから、こういう組織的な動きで行政

内の縦割りを排すという言葉はあまり好きではないのですが、連携を深めて、より効率的な行政を実現していっていただきたいと思っております。

ちょっと背景をご説明しますと、私ども産業界でも例えば、私が入社したころは経理のシステムと総務のシステムがバラバラで、従業員番号は1つあるんですけれども、従業員番号で渡さずに、私の名前と所属——国民の皆さんで言うと名前と住所かなんかになると思うのですが、それで渡して、この人はこれだけ残業しているからこれだけ残業手当を払ってください、扶養家族はこうですよという話を各部署がやりとりしていたのですが、システムが紙ではなくてオンラインでつながるようになってきますと、それは非常に非効率だということになって、多くの企業、ほとんどの経団連企業であれば、そこらあたりはすべてオンライン化と申しますか、全部ネットワークされていて、残業のカウントができた瞬間には、もう給与にアップデートされている、これはある意味当たり前のことでございます。

こういうようなことを30年~40年かけてやってきた背景から、これは多分、国全体でも同じことが言えるのだろうなというのを経済団体の幹部を初めとして多くの企業の人間は知っているわけです。従って、番号抜きでいろいろやられていることに関しては、なかなかうまくいかないだろうということを思った次第であります。

そこで、例えばの話ですけれども、番号制度に期待するものとして、民間側で当然、従業員の税務手続とか住民税関連手続等ございます。こういうものを流れで見てみますと、下に書いてございますように、紙→電子→紙→電子→紙→電子、こういう流れが企業の中ではもう全部電子で通っているのに、行政とやりとりするときだけ紙に落ちる。また紙で戻って来る、また電子にするというようなことは企業としては非常にロスコストにつながるわけです。

企業は何でそんなことをやったのか。当然、現場の抵抗もございましたが、それをそのままにしておいたら国際競争に勝てないんです。日立グループも3年ぐらい前に8,000億円ぐらいの赤字を出して倒産するのではないかと思いました。そういうようなものを放置していたら、いずれ死んでしまうという危機感が現場にもあったからというのが、ここ15年~20年のIT業務改革の流れでございます。

その他に全体社会で見ますと、こういう医療データのお話とか、保険金の迅速な支払い、さらには個人番号、法人番号の利用価値として、経団連としても社会全体としてどうなっているか、行政の中の中まで分かるわけではありませんから、多分こういう使い方が

できるのだろう、こういう効率化ができるのだろう、こういうふうに思っているわけではございますけれども、そんな案を考えて、いろいろご提示をいたしてまいりました。

最終的に経団連として電子行政と、もともと、今回政界をご引退になりましたけれども、森総理のときにIT戦略本部を置いて電子政府ということを本格的に仰った。行政一行政間、行政一民間間の電子的なつながりによる新しい政府だと仰った。初代のIT担当大臣は確か堺屋太一さんでした。というようなのを私は今でも覚えていまして、そのためにやはり個人もしくは法人、特に経済団体としては法人ナンバーの有効活用というのは大変期待しておりまして、今回1年遅れるというのはそういう意味で非常に残念ではございますけれども、そのようなものは非常に重要なファクターだと考えて今後も期待をしている次第でございます。以上でございます。

飯田裕美子: ありがとうございました。ビジネスのお立場としては、個人のみならず、法 人番号についても広く活用していきたいという積極的賛成のお立場でのご発言でございま した。

次に、税理士会の方から熊田さんによろしくお願いいたします。

熊田耕治:ただいま、ご紹介いただきました東北税理士会福島県支部連合会の副会長の熊田でございます。我々は税理士会の立場として、そのようなスタンスからこのマイナンバーについて説明をさせていただきたいと思います。

日本税理士会連合会——日税連といいますが、税制改正建議書において番号制度については、税制において番号制度を導入することは課税漏れのない適正な申告の実現に寄与し、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすと考えられること、国民1人1人が自分の保険料の納付状況等を簡単に把握でき、各種の社会保障制度を横断的に規律するための番号制度を導入することは、国民にとっても有益であること、公的年金しか所得を有しない高齢者について、年金支払者側において年末調整のような措置を講じることができれば、確定申告を不要とするなど、納税手続の簡素化を図ることができ、また、各種の社会保障の受給も公平に実施されることが可能となること、従って、番号制度の導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関、プライバシーの保護等について具体的な内容を示した上で構築すべきである。以上のような考え方を示し、基本的には賛成の立場を表明しております。

また、一昨年、昨年にも番号制度に関する意見書を提出しており、その中で共通して主張していることは、1つ目は国民の利便に資すること、2つ目が税務分野及び社会保障分野の利用から開始すること、3つ目が番号は住民票コードをベースとした新たな番号とすること、4つ目が番号の情報管理を厳格にすること、以上4点でありますけれども、これらは廃案になったようでございますが、2月14日に国会に提出されたマイナンバー法案を見ますと、概ね盛り込まれている、そのように感じております。

以下、具体的に日税連、税理士会の内容を説明していきたいと思いますが、時間の制 約もございますので、資料はお手元に配付されているということでございますので、かい つまんで要点を説明させていただきたいと思います。

まず、国民の利便に資することですけれども、これは国民にとって利便性のあるものでなければならないという当たり前のことでございます。また、行政運営については最小費用で最大の効果を生むことが求められていると思います。番号制度を活用することにより、データの集積、分析、運用が行われ、その結果、社会保障の確実な給付が可能になり、さらには税務申告、納税といった国民の義務の確実な履行が可能になると思います。要するに、番号制度は社会システムを公平に運用し、行政を効率化させる基礎的なインフラであるという認識を持って賛成しているわけでございます。

申告納税制度を補完する制度として採用していただきたいということでございますが、日本では申告納税制度が採用されております。これは、納税者が自ら自分の計算により所得の申告を行い、税額を確定して、自ら納税する制度ということでございますが、租税制度における国民主権を表しており、民主的な手続だと考えられます。税理士は、税の専門家として納税義務者の援助をすることにより申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを使命としていますので、あくまでも番号制度を導入する上では申告納税制度を補完する制度として利用していただきたいという希望がございます。

また、いろいろ問題点もあるわけでございますので、制度導入に当たりましては、まず実績のある税務分野、そして社会保障分野からの利用を始めることで発生する問題点を 検証、解決しながら時間をかけて制度を熟成させる必要があると思います。

具体的なイメージでいきますと、民一民一官というようなイメージ、つまりサラリーマンが自分の番号を会社にお知らせし、会社が源泉徴収票、給与支払報告書等について税務署、市役所等に提出していくというようなイメージから始められるのがよろしいのではないかと思っております。

また、番号には新たな番号を利用することということで、住民票コードを有していない者、住民登録されていない者には付番されないような可能性もあります。ご存じのように、福島県では、現在のところの最新情報は確認しておりませんが、矢祭町が住基ネットから欠落といいますか、未接続になっております。そうすると、矢祭町の人たちはどうするのかという問題があるわけです。このような問題も対応が必要かと思います。

また、情報管理について万全の措置を取るということは、これは当たり前のことでございます。

それから次に、付番対象を追加することということで、法案の内容を見ますと、個人、法人ともに若干、漏れが出てくる。これでは課税の公平が図れませんので、このような欠落している部分についてもしっかりフォローしていく対応が必要だろうと思っております。

また、税務手続の効率ということにもつながってくるわけですので、我々としても番 号制度に賛成していくということで、働きかけていきたいと思っております。

また、ICカード、マイ・ポータルの問題でございますけれども、ICカードに記載する番号というのは我々の氏名と同じものだと考えております。番号を可視化することで、事務負担の軽減を図っていく必要があるのかなと。また、逆の面での問題点、誰からも知られてしまうというような問題点もございますので、そこらは一工夫、二工夫をしていただく必要があるのだろうと思っております。

当然、中小企業が番号取扱事業者になってくるということになるかと思われますので、中小企業の過度な負担を是非とも避けるような手立ても講じていただく必要があろうかと思います。

最後に、税理士の立場としてもう一言申し上げたいと思います。我々、税理士は電子政府構想の一翼を担っておりまして、e-Tax、eLTAXといった電子申告を積極的に取り組んでいるところでございます。電子申告は、個人、法人が税務署、市町村に申告する際、インターネットで行政機関に送信する手続でございますけれども、平成23年度末においてオンライン利用拡大行動計画に基づく重点手続の利用件数は約1,800万件となっておりますし、また年々利用率が増加しております。我々はそういったITの分野で既に電子的な番号、利用者識別番号等を通じた作業を先行して行っている立場でありますので、これからも我々としては税理士が番号制度に活用される部分があろうと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

飯田裕美子:ありがとうございました。税と社会保障の分野の利用から徐々に始めていったらいいという賛成のお立場だったと思います。

では、続きまして、日弁連の立場から齋藤さんにお願いいたします。

齋藤 裕:日本弁護士連合会の齋藤でございます。

まず、私の立場ですけれども、少なくとも今回提案されている共通番号制度には反対 でございます。

まず、制度を導入するメリットが乏しいということが理由として挙げられます。番号を導入するメリットとしては、所得を把握することが目的として挙げられているわけです。所得を把握するというのは、税金をきちんと取るということだけでなく、例えば、先程お話がありましたけれども、きめ細やかな社会保障を実現するとか、あるいは公平な社会を実現するというようなお話がありましたけれども、それも何で番号制でそういうものが実現できるかというと、所得把握ができるということが前提になっているわけですね。

しかし、本当に所得把握ができるのだろうか。どうも向井さんの話だと、基本的には 所得把握はできるけれども、例外的にできない場合があるかのような説明だけれども、む しろ逆で、所得把握ができる場面のほうが実は小さいのだということを説明したいと思い ます。

番号制度でどのように所得把握をするかということですけれども、この図を見ていただきたいのですが、商売をしてお金を稼ぐ人、あるいは働いてお金を貰う人がいて、お金の流れというものがあって、それを把握する必要があるというわけです。例えば、どこかの会社で――パチンコ屋でもいいですけれども、パチンコ屋で消費者がお金を払ってパチンコで遊ぶ。そうしますと、お金を貰う人というのがありますけれども、パチンコ屋さんが税の申告をするわけですね。税の申告をするけれども、そこで売り上げを除外しているかもしれない。

本当かどうかどうやって確かめようかという場合に、例えばお金をあげる人、消費者が役所の方に、実は私はここのパチンコ屋、この番号が何番のパチンコ屋でお金をいついついくら使いました、そういうことを政府の方に申告する制度がある、そういう前提に立つと、税務当局の方がパチンコ屋が申告した内容と消費者が申告した内容を突合できる、だから所得捕捉ができるんだということが理屈になっているわけです。

これは特に、サラリーマンとか給料を貰っている人についてはよく当てはまるわけですけれども、先程クロヨンという話がありましたが、実際、国税庁のホームページなどを見ていますと、税務調査で不正が発見される率が高いのはバーとかスナックとかパチンコだと言われています。今説明しましたけれども、要するにパチンコ屋のお客さんが、私は何月何日、このパチンコ屋でいくら使いましたよと申告する制度があれば、番号制を使ってパチンコ屋さんが申告した内容と突合して、パチンコ屋さんの所得捕捉がきちんとできるわけです。でも、現実にはそんな制度はないわけです。そうすると、クロヨン解消とかいう話はあったんだけれども、そういうものの解消が言われているその業者については恐らく所得把握はできないということになります。

逆に言うと、どこでラーメンを食べたとかそういうことを一々消費者が国に申告する 制度があれば、番号制とともに所得把握ができるようになるわけですが、そんな社会は本 当に生きやすい社会でしょうかということを私は疑問に思っております。

今の仕組みでお分かりでしょうけれども、要するにお金を払う側、貰う側、どちらでもいいんですけれども、お金を払った側が政府の方に、この人にいくら払ったよということを申告する制度があって、その上で番号制があれば所得把握はよくできる、これは間違いないわけです。では、それは何かというとサラリーマンなわけですね。サラリーマンの所得把握が今より正確にできますよ、それは確かにそうだと思います。しかし、サラリーマンの所得把握というのは今そんなにできていないのでしょうか。

実際、先程のこの資料の中で言いますと、政府の方から出されたマイナンバー法案という資料の15を見ていただきたいのですけれども、所得の過少申告等の防止・税制ということが書いてあって、扶養控除のダブル適用の是正ということで、番号制があればこういう不正をきちんと捉えることができる、所得把握ができるんですよと書いてあります。確かにそうなのでしょう。しかし、政府の方がこういう事例を挙げているということは、所得把握ができる、不正を正すことができる事例というのはこの程度しかないということです。その他に所得把握ができる事例というのはあまりないだろうと思います。その程度のことのために番号制に大金をはたいて導入するメリットというのがあるのかどうか、大変疑問に思っております。

次に、行政事務が効率化するということが言われております。確かに、番号があれば 便利なのでしょうね。便利なのでしょうけれども、ちょっとした便利になるということの ために大金をはたくことが合理的かという問題があると思います。例えば、外務省の関係 ですけれども、以前、パスポート電子申請システムというものがあって、これはきっと便利なのでしょう。便利なのでしょうが、パスポートを1冊発行するのに1,600万円かかった、そういう制度だったわけです。番号制度もいろいろ便利なところはあるのでしょうけれども、その便利を上回るようなお金をかけるようだったら意味がありません。

では、そもそもこの番号制度でどの程度の経済的メリットがあるのでしょうか。そして、番号制度をつくるためのイニシャルコスト、そして運営のコストはいくらかかるのでしょうか。全く分かりません。皆さん、今日の資料を見ていただいて、いくらお金がかかるかということを書いた資料は1つもないですね。いくらかかるか分からないものを今つくろうとしているんです。私たちの国はそんなにお金は豊かではないのに、いくらかかるか分からないような制度をつくっていいのでしょうか。これは大変疑問です。

あと、市民が行政手続をするときに便利だということが言われています。住民票とかを出さなくてもよくなるということが言われています。でも本当にそうなのだろうか。番号がなくても工夫次第でできるのではないか。このシンポジウムは全国各地でやっていますけれども、熊本でシンポをやったときに、元熊本市職員の方が発言されていましたけれども、現状でも工夫すればできるんだということを仰っていました。私は行政のことは分かりませんけれども、本当に工夫次第でできないのかどうか問うてみる必要があるのだと思います。

あとはプライバシー侵害の危険ということがあります。公務員が情報連携基盤を通じて、職務にとって不必要な個人情報を収集するということが考えられないか。例えば、例として挙げましたけれども、最近で言うと警察の職員であるとか、あるいは市役所か何かでしたか、興信所からお金を貰って個人情報を売っていたというケースがありました。公務員が共通番号を使って個人情報を大量に入手して外に漏洩する、こういった事件が起こらないと言えるのでしょうか。あとはストーカー殺人などというのもありました。あれも個人情報を悪用した事例です。個人情報の漏洩というと軽く見られがちですけれども、それが重大な事件に発展する可能性も否定できません。

あと、プライバシーの侵害、個人情報の侵害といっても第三者機関があるからいいということも言われているわけですけれども、第三者機関というのは本当に働くのでしょうか。政府の説明は、これは三条委員会という独立性の高い委員会だからいいんだということを言っています。例えば、私は弁護士をやっていて労働事件などもやりますけれども、中央労働委員会という三条委員会で独立性が高いと言われている委員会がありま

す。そういうところの委員の人とお話をして、私は弁護士として関わっていろいろ大量の 書類を出すわけですけれども、中央労働委員会の委員の人と話をしていてもどうも読んで いない。読んでいないのですかと言うと、いや、私は読まないよと言うわけですね。では 誰が読むんだと言うと、事務局の官僚が読みます、私は彼らが下ごしらえしたものを読む だけだということを言うわけです。

恐らく他の三条委員会、第三者機関も似たようなもので、結局、官僚が仕切っているわけですね。独立性と言うんだけれども、誰からの独立性なのでしょうか。官僚からの独立性は一切ないわけです。結局、官僚がチェックするだけです。官僚が何をチェックするかというと、いろいろな省庁が不正をやっていないかどうかチェックするわけです。これは自分が例えば、経済産業省であれば、経済産業省出身の第三者機関の事務局が経済産業省の不正があるかどうかというのもチェックしたりするわけですね。こんなものでちゃんとチェックできるとは思えません。

あと、法律制度自体なんですけれども、例えば、税金に関わる犯則調査、脱税調査、あるいは警察の捜査、こういった場面については第三者機関が権限を行使できないとされています。これは法律にそういうふうに書いてあります。警察の捜査とか脱税調査というのは人権侵害が一番よく言われている場面です。そういった場面に限って第三者機関が権限行使ができないとされている。これは非常に穴の空いた使えない制度だと思っています。

以上、全く番号制度にメリットがないとは思わないんですけれども、お金的なメリット、あるいは人権侵害のデメリット、そういったことを考えると、少なくとも今の段階で導入すべき制度だとは思えません、というのが結論でございます。ありがとうございます。

飯田裕美子:ありがとうございました。いくつかの面から問題点を指摘していただきましたが、コストの点につきましては、向井さん、いかがでございましょうか。

向井治紀:まず、廃案になりましたので、次の予算にどういうふうになるかというのは、またこれからになりますけれども、これまでの検討経過を申し上げますと、現時点で中央のシステム、例えば情報提供ネットワークシステムですとか、あるいは個人番号情報保護委員会のシステムに概ね300億円程度、それは予算の債務負担行為の限度額という

形で表れてございます。これが上限。それからあとは、付番は地方共同法人で行いますけれども、そういったものを合わせますと、基礎的な新たにつくるシステムというのは大体500億円ぐらいかなと思っております。それプラス、既存の市町村のシステムの改修費用、県のシステムの改修費用、日本年金機構ですとか、あるいは雇用保険等の改修費用等をいつ、どの程度から始まるというのも決めた上で計算していかなければいけないというのを、概ね大体2,000億円から4,000億円程度ではないかと、前の法律の段階では考えておりました。

ただ、この手のシステムというのはいろいろなつくり方がございますし、地方公共団体などでもそれぞれがやるのではなくて、クラウド化して共同してやりますと随分コストが下がります。それから、見積りを取る場合でも、ベンダーがつくる見積りを取ったのを実際の予算で査定する場合、それに6掛け、7掛けという感じで査定が行われます。そういったことを勘案しながらつくっていかなければいけないと思っております。

ちなみに、中央の情報提供ネットワークシステムにつきましても、最大限300億円ということで予算には計上されてございますけれども、現実にはうまく作り込みをして共同化したプラットフォームでやっていくことなどを工夫すれば、3分の2とか半分ぐらいでできる可能性も十分あると思っております。

それから、イニシャルコストに対しまして、運営コストはイニシャルコストの大体 1 割程度というのが通常のシステムのかかる金額だとお考えいただければいいのではないか と思っております。

飯田裕美子:ありがとうございます。それでは、会場からの質問をお受けするコーナーに入ります前に、1点だけ私から、多分、皆さん共通で疑問に思っていらっしゃると思うんですけれども、昨日、衆院が解散になってしまいまして、これからまた選挙という局面になった時点で、そもそも各党の公約がまだ出ていない段階ではございますけれども、このマイナンバーに関する問題がこれまでの3党協議の3党、あるいはそれ以外の政党を含めて大きな違いで、選挙の争点となり得るかどうか。賛成、反対を投票行動に表すことができるかどうかという点が1つと、仮に今までと違う政権の枠組みになった場合に、仮にですけれども、例えば、自公が中心となった場合に、今まで積み残されている部分でどういった変更、手直しがあり得るのかということを先に知っておきたいかなと思いまして、これもすみませんが、向井さん、お願いしていいですか。

向井治紀:予想はちょっと控えさせていただきますが、これまでの経緯をご説明させていただきたいと思います。

まず、通常国会におきまして、民主党、自民党、公明党の3党の実務者協議というのが断続的に開かれたというか、バイ(2党)でやってみたり3党が集まってみたりしていたことがございますけれども、その過程の中で自民党はこのマイナンバー法案の修正案というのを条文の形で、「平場」と言いますが自民党の機関の中の、正確に申し上げますと税制調査会とIT本部と内閣部会と総務部会の合同委員会というものがございまして、そこで修正案を一任とっているという格好になっております。そういう意味で、自民党の修正案というのも一応、世の中には出ております。

それから公明党につきましても、「中間報告」という形で公明党の意見というのを表明 しております。これも一部、いわゆる附則ということで、こういうことを政府は気を付け なければいけないという部分が大半でございますけれども、法案の修正という形で意見が 出ております。

そういう意味で、自民党と公明党は一部を修正した上でマイナンバー法案については 基本的には肯定的と見られる。今回の臨時国会では実質、法案を審議する時間がなかった のですが、一応、3党の政調会長が協議再開で合意しているという状況の中で解散という ことが起こったということでございます。

その他の政党で申しますと、反対をはっきり表明されておりますのは社民党と共産党。それから、さらに、減税日本の河村名古屋市長は反対を表明されています。それから、逆にむしろ資産あるいは預金とかそういうものも把握すべきという意見を持たれておるのが維新、みんなの党。これらの党はさらに進んで預金残高とかそういう資産も含めて把握すべきである、そういうご意見であると考えております。

そういうふうな状況の中で解散になりましたけれども、政府といたしましては、少なくとも44都道府県で既にこういう意見交換を行っておりますし、それらの意見交換の詳細につきまして全部、内閣官房のウェブサイトで公開しております。従いまして、残った3県についても同様にやった方がいいのではないかということ。それから、この先どのような政権になるか分かりませんけれども、どのような政権になろうとも、少なくとも似たような制度が議論される可能性が高いこと、こういうことからこのシンポジウムを開かせていただいているし、是非、ここでのご意見を活かしていただきたいと考えているというこ

とでございます。

(6)参加者との意見交換・質疑応答「国民対話」

飯田裕美子: ありがとうございました。それでは、会場の皆様から意見を頂戴したいと思います。質問のある方は挙手をいただいて、指名された方は、恐れ入りますが、可能な範囲で所属あるいはお名前等を最初に教えていただけたらありがたいと思います。

では、いかがでございますでしょうか。

飯田裕美子:事前にお申し込みの際に質問をくださっていた方もあるので、そちらを読ん でみようかと思います。

事前にいただいた中で、福島県の昨年3月以降、特別なご経験がおありだったと思いますが、それに基づく質問と思います。避難先台帳の作成が可能になるという資料がありますが、住民基本台帳法上は避難前の住所地情報しかなく、避難情報の取り込みはどのように考えればよろしいでしょうか、という切実なご質問を頂戴しております。

これもすみません、向井さん、お願いいたします。

向井治紀:マイナンバー法案では防災の分野も対象とするということで、別表に、どういうものに使えるかの中には、災害救助法とか国が行っている制度については挙げてございますが、このマイナンバーの使い道につきましては、社会保障、税、防災の分野で市町村ないし都道府県、地方公共団体が条例で独自に使えるようになってございます。従いまして、防災の分野というのは主に地方自治体が主体となって行うものが多くございますので、条例で何らかの形で規定するとマイナンバーが使える。

そのうち、実際に大規模自然災害からの避難に伴う避難先台帳みたいな話につきましては、むしろ避難前の住所地情報がある住民基本台帳に避難情報を取り込むというよりも、避難前の情報を避難先からも活用できるようにするということの方が多分、需要は多いのではないかと思います。その際、マイナンバーを利用することによって、避難先におきまして避難前の情報、あるいはその先、それ以外の避難途中の情報などを取り込むことが可能になってくる、情報連携が可能になってくると考えております。

飯田裕美子:ありがとうございます。ご質問のある方はいらっしゃいませんでしょうか。

では、そちらの方、お願いいたします。

発言者①:初めまして、●●●と言います。

質問なんですけれども、「マイナンバー法案」の26番の第9号、個人の法定刑は6月以下の懲役または50万円以下の罰金なのですが、50万円以下というのは妥当でしょうか。

飯田裕美子:今のご質問は、政府資料のパワーポイントで26番のところに罰則という規定 がございまして、罰則の中で、偽りその他不正の手段により個人番号カードを受領した場 合の法定刑が6月以下の懲役または50万円以下の罰金となっておりますのが、これが妥当 かどうかという質問でよろしいですね。

まず、向井さんと、齋藤さんにもお願いいたします。

向井治紀:罰則そのものは大体 1 から 9 までの間で、概ねどのような行為についてどのようなものが重く考えられるかということでつくられてございます。そういうバランスの中で、偽りその他不正の手段により個人番号カードを受領しただけで罰則がかかる。それは6月以下の懲役または50万円以下の罰金ですが、これをさらに悪用すると、もちろん別の罰則がかかる、そういう格好になっておりますので、入手だけだったらこういうものだろうというのが刑罰のバランス上、妥当だということだと思います。

齋藤 裕:私もバランス的にこれが不当かというと、こんなものだろうなと思っています。6月以下の懲役、この程度の法定刑の犯罪というのはあまり抑止力がない。こういうものがあるからといって、こういう違反行為をやらなくなるわけではないと。他のものも1から9まで全部そうですけれども、犯罪として罰則が定められても悪いことをする人はいるわけで、特に9などはこの程度だとあまり抑止力にはならないかなというのが率直な感想ではあります。

飯田裕美子:ご質問者の方は、よろしいですか。では、前の方。

発言者②:深川から来ました年金生活者の●●●と申します。

今のに関連しまして、「成りすまし」ということが懸念されているということなんです

けれども、「成りすまし」というのはどういうことなのでしょうか。具体的にお聞きする のは、ちょっと変な質問かもしれませんけれども、教えていただければと。

飯田裕美子:お願いいたします。

向井治紀:「成りすまし」というのは、他人に成りすますということでございまして、一番思いっきり成りすましたケースというのは、住民票ごと他人に成りすます場合。

例えば、Aさんがいて、亡くなっているAさんを亡くなっていないことにして、BさんがAさんの代わりに成りすましているというのが一番極端な例ですけれども、例えば、他人のカードを不正に取得して、BさんがAさんのカードを入手して写真を張り替えて、Aさんであるかの如くにして年金を不正受給するとか、そういうのが成りすましということになろうかと思います。

飯田裕美子:これによって、どんな犯罪などが思い浮かばれるか、齋藤さんにいただいていいですか。

齋藤 裕:基本的には、番号制度によって何ができるかによって違ってくると思うんですね。犯罪と言えるかどうかは分からないですけれども、例えば、ネットから、カードリーダーかなんかが各家庭にあって暗証番号を入力して情報を入手できるような形にする――ポータルみたいなことが書かれていますけれども、そういう仕組みになったとしたら、例えば高齢者の方が押しかけてきた詐欺師みたいな人に言いくるめられてカードを渡す。番号も言ってしまう。それでその詐欺師みたいな人から情報を入手されて、いいようにカモにされてしまう。その情報をどう使うかはその人次第ですけれども、個人情報が漏れてしまえば、それはいろいろな犯罪に使われますから、それ自体が犯罪と言えるかどうかはともかくとして、高齢者とかITに詳しくない人とか人から騙されやすい人がカードと番号を取られてしまって、ネットを通じて情報を取られてしまうという事態は懸念すべきかなと思っております。

飯田裕美子:梶浦さん、外国のご事情にお詳しいと思いますが、こういった事案について ご意見をいただけますか。 梶浦敏範:確かに、アメリカにはソーシャルセキュリティナンバーというのが随分以前からあります。それを10年以上前まではいろいろな時に見せろと言われて、それを見せていた時代がありました。ただ、それはいろいろな犯罪に使われることが徐々に発覚をしてまいりまして、私のちょっと曖昧な記憶ですけれども、5年ぐらい前からソーシャルセキュリティナンバーというのは見せるものではないんだというのが常識になりつつあると聞いています。

ただ、アメリカという国は1つの国ではなくて、50ぐらいの州の固まりでございまして、我々がよく知っている東海岸とか西海岸のところでは、今申し上げたようなのが常識になりつつあるのですが、中部のまだ非常にのどかなところ、「大草原の小さな家」みたいなものが常識的にまだあるようなところでは、コミュニティもしっかりしておりますし、ソーシャルセキュリティナンバーをお互いに見せ合うということは日常的にまだ行われていると聞いています。ただ、そういうところではソーシャルセキュリティナンバーにからむような犯罪は少ないです。

従いまして、これは韓国でも似たようなことがございますけれども、番号があればそれを悪用するケースというのは必ず出てまいります。それを追いかけて対抗策を取るのです。廃案にはなりましたけれども、今回の法案のシステムというのは、そういう点はかなり高度に考えられておりまして、リスクはゼロではございませんけれども、そういう韓国とかアメリカの例も引いて、お考えになったものだと考えてございます。

飯田裕美子:ありがとうございます。続いて、ご質問いかがですか。では、前の女性の 方。

発言者③: 私も主人と2人で年金暮らしなのですが、この法案が通ると思いまして、自分たちがどのようにこの番号に向き合っていけばいいのかなと思って、少しでも知識を深くしたくてこの会に参加させていただきました。

ただ、法案成立が流れましたので、今回この場でこの資料を見せていただいて、先程、弁護士先生や日立さんが仰っておりましたが、この制度を導入することによってかかる費用というものを概ね聞いたのですが、どうも最大のかかる費用を考えられるのではなくて、現在調査とか段取りの時点でのいろいろな費用と、あとはその後の運営とかの数

字を挙げられただけで、これによって、私は年金受給者なものですから一度も特別不便に感じたことはなくて、これから何かこの番号があったほうがいいなと思うときは、主人か私が亡くなったときに、いろいろな手続の時にはきっとあれば、自分の年齢も高くなっているから便利なのだろうなとは思ったのですが、一元化しないことによって、昨年、もし救済できたであろうとんでもない大きな事例とか、あと今後、一元化することによって費やした費用と見比べた場合、先程これをやることによって行政サービスのコスト削減というお話があったのですが、将来、コスト削減のための公務員の人員削減とかそういうことはどういうふうな釣り合いで考えられていらっしゃるのか、ちょっとここに来て急に質問してみたくなってしまいました。

分かる範囲で結構ですので、お教えいただければと思います。

飯田裕美子:向井さん、お願いいたします。

向井治紀:番号制度は、メリットとしていろいろなものが考えられますが、行政的なコストという面でいきますと、番号を上手に使うことによりまして、これまで手作業でやっていたものがコンピューターを使ってかなり迅速にできるということから、人員の削減効果、あるいは時間の短縮効果、それからもう1つあるのは郵送費用の削減効果というのが結構ありまして、そういうものを全部どれぐらいの効果があるかというのをいろいろな団体が試算しております。いろいろな団体の試算によると、毎年1兆円というところもあれば、何千億円というところもあります。概ね、導入費用は十分回収できるようなものを出されておると思います。その辺、政府として明確な根拠を挙げて、いくら人を減らしますとか、そういうことは言っておりませんけれども、先程、経団連の方の説明にもありましたように、確かに、日本の政府は中央政府も地方政府も電子化が遅れていることも事実ですし、そういう意味で、紙でやることによる無駄というのは相当あると、私個人ももう何十年か役人をやっておりますけれども感じております。

もう1つは、これも経団連の資料にありましたけれども、そういうことによります縦割りの弊害というのはやはりあるのだろうなと。特に、社会保障制度をいろいろ見ていきますと、個々の部局ごとに個々の制度があって、さらに市町村にも制度があるというふうに非常に細かくて、多分、受給される方の方から見て分かりやすくつくられていないというのもあるのだろう。そういうふうな横の連携を促進する効果も十分考えられるなと。

ただ、これは放っておいたら駄目なので、これまた経団連の話にありましたけれども、政府CIOなり何なり各省庁の縦割りをちゃんと横串を刺すような、そういう組織はやはり必要だろう。そういう組織がそういうITを使った行政改革とか制度改革を強力に主張することによることと、この番号制度が相まって、初めて合理的な効率的な制度、合理的な効率的な行政が進んでいくのだろうと思っておりますし、これがちゃんと進めば、10年、20年後には随分効果がある。逆に言うと、国民の方から見ても1つのところに行けばたらい回しされずに済むというふうな効果は十分出てくるのではないかと期待しています。

飯田裕美子:今のご質問につきましては、あとお二方にも聞いてみたいと思いますが、これだけの費用に見合うメリットがあるかどうかということにつきまして島澤さんと、それから亡くなったときにも便利かどうかという辺りを熊田さんにもご解説いただければと思いますが、まず島澤さん、お願いします。

島澤 諭:実は昨日、テレビ東京の記者さんからマイナンバーのことでやはり同じようなメリットといいますか、経済効果がどのくらいなのでしょうかという質問があったのですけれども、私自身、そんなに詳しくないと言うのも変ですが、いくつかそういう政府の試算などに携わった立場で言わせてもらいますと、ある意味、コストを低く抑えてメリットを大きく計算するというのはいくらでもできますので、経済効果とかメリットがいくらというのはちょっと眉に唾を付けて見た方が良いのかなと個人的には思っております。

それよりも、先程も申し上げましたように、今、少子化、高齢化が進んでおりまして、市町村の役所の現場の方は人数も削減されておりますけれども、仕事ばかり増えている。そういう中で1人1人の仕事量が多くなっているわけですけれども、こういうマイナンバーみたいな制度を導入することによって、作業の効率化ができれば、それぞれの現場の方の仕事量という意味での負担が減るのかなと。それは、労力を他の住民サービスに振り分けることが可能になるわけですから、非常に大きなメリットではないかと考えております。ちょっとお答えになっていないかもしれないのですけれども、私はそう考えております。

熊田耕治:なかなかこれですよ、と目に見えるメリットのご説明はしにくいわけでござい

ますけれども、我々、電子申告を税の世界でやっておりまして、納税者と対峙して、また 税務署等とやりとりをしているわけですが、まずは役所側のコストが相当節約され、軽減 されているはずだという効果があるということと、その間で我々がいろいろな作業、事務 処理をしておるわけでございますが、我々も相当、事務の効率化、事務所経営において非 常にコストを削減してスピーディーに処理ができるようになっているというところはござ います。

では、エンドユーザーの個人個人がどのようなメリットがあるのだろうか、またこのマイナンバー制度が導入された時に、どのような点が良い点なのだろうかというところなのですけれども、明確に言える部分はあまりないのですが、例えばお亡くなりになったときに相続の手続があったとした場合に、今はいろいろな役所に息子さんなり娘さんがたらい回しになって、いろいろな書類を煩雑な思いをしながら、また、諸々本人の確認とか親族関係とかを問われながら一日がかりで手配する、そのようなこともございます。そのような場面では、その番号が共通化され、また個人としての特定がスムーズにいくということであれば、結果として、相当処理が少なくて済むということで、間接的にではありますけれども、そういう意味での事務コスト、行政コストが相当節約できるようになるのだろう。

ただ、私もそうですけれども、個人として、そのような制度ができたからといって、自分が目に見えて昨日までの生活が今日から薔薇色になるのかというようなことは直接的にはないのだろうな、何か困ったときの効率化が図れる、そのような意味合いの制度なのかなと思っております。

答えにならなくて申し訳ございませんが。

飯田裕美子:はい、梶浦さんお願いいたします。

梶浦敏範: すみません、今のご質問は、多分、マイナンバーに限らず電子政府の話、全般 を仰っているのかなと思って、民間の例でご説明をいたします。

発言者③: 私は長い間、経理をやって、申告などや労働保険もやっていましたので、そちらの方の、現在使われている部分はいいです。これからのマイナンバーに関してお願いします。

梶浦敏範:今までの人たちがあまり具体的な数字を仰らなかったので、1件だけ申し上げます。4年ぐらい前のことになりますけれども、当時の経団連の御手洗会長が政府の有識者会議で議論をしていて、霞ヶ関の方の旅費精算について、いろいろ問題視したことがあります。そのときにキヤノンさんでは本社の1年間の15万件の出張旅費精算を1人でやっているという発言をして、皆さんびっくりされました。これは電子化なるが故で、当然そのバックヤードには従業員ナンバーの統一というものがございます。

これは1つの例ですけれども、数字の意味でご理解いただけたかと思います。

飯田裕美子:よろしいでしょうか。お隣の方も手を挙げていらっしゃいましたね。

発言者④:●●●と申します。社会保険関係の仕事をしております。

今のお話に関連するんですけれども、メリットといいますか、事務的な効率化の他に、やはり、今の制度というのは正直者が馬鹿を見るというか、自己申告制が非常に縦割り行政のため多いので、正直な方がある意味クリアになって不利益を被ることはないのかなと私は今感じました。

つきまして、私も質問したいと思いましたのはコストの面でして、コストは時間が経 てば経つほどかかっていくものではないのでしょうか。結局、今回も法案が廃案になった ことで、また1年間のコストがかかるのではないかというのを懸念しております。それに ついてどのようにお考えになるかということが1点と、もう1点は齋藤先生にお伺いした いのですけれども、今回、反対するに当たって、当然、代替案をお持ちだと思いますの で、どのような案をお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

飯田裕美子:では、1点目は向井さん、お願いします。

向井治紀: もちろん平成24年度に予算は計上されてございますけれども、廃案に伴いまして、その予算は執行されないということになります。従いまして、いわゆるシステムの構築費用というのは基本的には法案が通らないと執行されませんので、それが積み重なっていくということはございません。

この手のシステムというのは一般的には進歩が速いですので、同じ性能を維持するの

であれば、むしろ遅いほうが安くなる。パソコンなどでも既にお分かりかと思いますけれ ども、同じ性能ならば、数年後には今の価格よりは下がっているということの方がむしろ 多いのかなという気はいたします。

齋藤 裕:代替案ということなんですけれども、網羅している領域が広いものですから、なかなか一言では言えませんが、例えば、最初に仰った今の税制とか社会保障は不公平ではないかというお話がありました。そもそも、確かに払うべき人が払っていないことの不公平性というのは大きいと思うんです。ただ、それ以上に今の実体法というか、税の基準自体、そっちの方がよほど大きな問題だと思うんですね。

例えば、証券税制というものがあります。証券税制の場合は10%とか20%ぐらいしか 税金が課税されない、そういうことがあるわけですね。例えば、汗水垂らして働いて所得 税はどのぐらいかというと、今確か30何%ぐらいですか、40%近くいきますよね。濡れ手 に粟で、証券とかで儲けている人は10%とか20%しか税金が課せられないのに、汗水垂ら して働いてきっちり納めても40%近く最大で取られてしまう。それできっちり取ったっ て、結局そういう不公平な税制の下できっちり取るということにしかならないわけですよ ね。

そうすると根本的におかしいのは何かというと、今の汗水垂らして働かない、濡れ手で栗の人たちを優遇する税制がそもそも問題なのではないか。そこを改善しないで、クロョンみたいな話はありましたけれども、そもそもクロョンという実態があるかどうかも分からないわけですよ。農家が一番所得捕捉が低いみたいな話がありましたけれども、私は新潟の弁護士ですから農家の依頼者とかもいますけれども、とてもじゃないが、そんな実態はあると思わないです。農家は、もちろん創意工夫して稼いでいらっしゃる方もいるけれども、大部分はかなり低い所得しか得られない、そういうところでクロョンみたいなことを言われているんだけれども、本当にそもそもクロョンなんていう実態があるのか。

だから、代替案と言うのだけれども、そもそも代替案を示さなければならないような 実態があるのかどうかということも考えないといけないし、不公平な実態はあるのだと思 うけれども、それは番号制で解消されるということではなくて、税法自体を変えると か、そういうところで変えていく必要がある。1つの例ですけれども、私はそういうふ うに思っております。 飯田裕美子:今の齋藤さんの、税制自体が、というところに他の方はいかがでしょうか。 では、熊田さん、お願いします。

熊田耕治:税理士ですので、ちょっと税についてお話しいたしますが、租税特別措置で 諸々理由がありまして、業界の保護とか、弱者なのか強者なのか分かりませんが、ある特 定の方々を守るような有利な税制になっている部分があることは、皆様もご存じの通りだ と思います。ただ、大きなスパンで考えますと、生きている間は所得税課税がなされま す、消費税課税もそうですけれども。やがて亡くなりますと、相続税課税という人生の財 産の精算をするという機会がどなたにも来ます。今回、法案が潰れましたので税制改正も どうなるか分かりません。相続税も相当、課税強化になるという案が出ていました。もっ とも、それにしても基礎控除とか、そういったまだ免税点がございますので、齋藤先生が 仰るようにすべてにおいてぎちぎちと正確に捕捉できるという話ではないんですね。

では、果たしてもし、そうぎちぎちと補足できてしまったときに日本に留まる納税者がいるのか、というようなこともやはり考えなければならないのかなと。国として、今はグローバルに言えば外国との税の取り合い合戦になっておりますので、日本に住んで日本のためにというような部分が残っていないと困るのかなと。

ただ、マイナンバーの議論というのは、私の記憶では当初、消費税を増税しますよと。これはもう法律が決まっております。2年後、3年後に上がりますけれども、それとの引き替えで給付付きの税額控除、要は、弱者については一旦消費税は高く取るけれども、高く取った分を何らかの形でお返ししましょう、というような仕組みをプラスとマイナスの面で考えて、このマイナンバー法案ができている部分があるのだという話も記憶にあるんですけれども、そのような点からすれば、今までのバラバラな税務署に行けばこの番号、市役所に行けばこの番号、社会保険庁に行けばこの番号といったあまりにも煩雑な番号、そして住基カードの番号についても我々大半が配付されておりますけれども、誰も自分の番号を知らない。そのような現状を考えると、新たにガラガラポンでマイナンバーをつくっていくというのも1つの考え方なのではないのかと思います。

税制については別の機会に、税制改正建議で批判をしていただければよろしいのかな とも思います。以上です。

飯田裕美子:ご質問者の方、よろしいですか。では、その後ろの男性の方。

発言者⑤: 匿名でお願いしたいんですけれども、2つほどありまして、1つは、私、小学校に入って通信簿をもらって以来、番号とかそういうのは大嫌いなんですけれども、自分には番号は付けて欲しくないと主張することが、法案が通ってしまった場合、できるのかという基本的な質問をしておきたいと思います。是非とも要らないという人は付けないようにして欲しいというのが1つです。

それから、いろいろな成りすましとかの話もあったんですけれども、聞いていると、思い出すのは、警察が成りすましの人を誤認逮捕したというのが出ました。報道では、警察は初期段階の当たり前のことをやらなかったからというのを謝って、それで報道が終わってしまった。これは原発事故と同じで、本当は安全対策などというのはまだできていないんだ。福島県民は原発が安全だとずっと言われてきて、結局事故に遭って大変な思いをしているということからすれば、法案で言っているようないろいろな安全対策というのは県民にとっては全く無意味なことだと思いますので、そういう意味からもやめてもらいたいと思うんですが、ついでですけれども、本当に安全なのかどうなのか、聞きたくはないけれども、答えてもらいたいということです。以上。

飯田裕美子:では、向井さん、お願いいたします。

向井治紀:まず、強制かどうかという点でございます。結論から申しますと、このマイナンバー法案は全員に付番するということでございますので、強制でございます。

ちなみに、諸外国のそういう付番形式には大体 2 通りあって、任意だけれども、その番号を貰わないと事実上の経済活動ができないというアメリカスタイル。アメリカのソーシャルセキュリティナンバーというのはそういうスタイルです。あとは強制的に振るというスタイルがあります。日本の場合は強制的に振るというスタイルですので、番号を付けるなということはできないような仕組みとなっております。

それから、安全か安全でないかというご質問でございます。廃案になりましたマイナンバー法案では、できるだけ安全になるような措置としまして、先程申しましたように法律上、それからシステム上の措置を講じている。ただ、これも100%絶対安全かというと、そういうことは決してありません。従って、そういう何らかの漏洩なりが起こらないように最大限の措置は取るにしても、100%安全というものは多分、人間のつくるシステ

ムであり得ないのだろうと思っています。

そういう場合に、では、漏洩した場合にどの程度に抑えられるか。例えば、番号があったら芋蔓的に年金も医療も何もすべて情報が抜かれてしまうとか、そういうことのないように、できるだけ被害を少なくするようなシステムも必要だろうと思います。それらについても、私どもの考え得る限りのことはやっているつもりでございますけれども、さらにこういうのが必要だというのがあれば、是非ご提案いただきたいと思っています。

飯田裕美子:安全ということに関しまして、齋藤さんと梶浦さんからも一言ずつお願いしていいでしょうか。

齋藤 裕:今、向井さんから絶対安全ということはないのだというお話で、それはそうなのだと思うんですけれども、政府の資料の16番を見ていただいて、結局、システム上どういう形でプライバシーなりいろいろなものが保護されるかというと、アクセス制御によりアクセスできる人を制限、管理するのだというシステムになっている。それで官庁とかいろいろなところの限られた人しか見られないようになっているから安全だという話なんですけれども、では、その限られたアクセス権限を持っている人が悪さをしてしまったらどうなのかといったら、これはどうしようもないわけですよね。

今、興信所からお金を貰って情報漏洩をやっている人たちだって、多くはアクセス権限がある人たちが悪さをやっているわけです。それをシステムをいくらきっちりつくったって防ぐことはできないのだろうと思います。

そういうものを防ぐために、個人情報にアクセスしたら、そのアクセス記録を取るとか、あるいは第三者委員会がチェックするとかというふうになっているんですけれども、結局それは第三者委員会が機能することが大前提ですから、さっきも言いましたけれども、第三者委員会といっても結局、官僚が牛耳るわけですよ。原発の話がありましたけれども、保安院の官僚がきちんとやりましたかという話です。

それもあるし、法制度として結局、警察とか税務署の税務調査とかそういったものを チェックできない、そういう法制度になっているわけです。警察の捜査とか税務署の税務 調査については、第三者委員会は権限を行使できませんと、わざわざ書いているんです よ。除外しているんです。何でそういうふうにしているのか分かりません。

向井さんの方は、できる限りプライバシー侵害がないような仕組みにしましたと仰っ

ているけれども、何で税務署とか警察に関しては第三者委員会が権限行使できないような 仕組みにしたのか、私はむしろそこを聞きたいと思っています。

梶浦敏範:第三者委員会の件につきましては、私の方からお答えする筋合いではないと思いますので、技術的な話と、情報、コンピューターセキュリティのお話をさせていただこうと思います。情報漏洩とか成りすまし、あるいは改竄、いわゆるデジタル系のサイバー攻撃とかいうのも含めていろいろあるのですけれども、リスクの最大のものは人間系でございます。私どもコンピューターを作っている会社でございますけれども、一番留意をしていますのはコンピューターではなく、コンピューターを扱う人間の教育とダブルチェックとそれからログ、記録であります。

さっき齋藤先生が仰いましたように、100%のディフェンスはあり得ないのであります。これはすべてのものについて言えることです。

ですから、コンピューター犯罪の場合、もしくはこういうものの場合は、まず何が起きたのかの証拠を消されないこと、それから遡及できる、元へ戻る、遡って何が起きたのかを分かることができるようにすること、それを命をなくしてしまうようなことがあれば元には戻せないのですが、経済的なものとかその他であれば戻せるということで、そのための証拠をデジタル的にちゃんと取っておくこと、こういう仕掛けをいつも考えて、それを運用する人間を日々教育するというのが、一般的ではありますけれども、基本と正道であります。

本件に関しまして、マイナンバーのシステムをどのように構築されるかについて、私も詳細を存じませんけれども、当然その辺には留意されると思いますし、私どもにそういうご協力の依頼があれば、技術の100%を用いて、ご協力させていただきたいと思っています。以上です。

向井治紀:それでは、齋藤先生からお話のあった件ですが、例えば、捜査を例に取ってみますと、警察の中で適用除外となっておりますのは捜査で、防犯とかそういうものにすべからく使うというふうにはなっておりません。捜査がなぜ外れているかというと、警察の捜査、検察の捜査、これらにつきましては基本的に司法の管轄になっておりまして、裁判所がいろいろな許可等をしたりなんかする体系になっていることから、マイナンバーだけではなくて、他のものも基本的に普通のそういう第三者機関的なものからの権限は及ばな

いようにはできております。その法体系が本当にいいかどうかというのは当然、議論があって然るべきだと思います。ただ、基本的な法体系がそうなっていることで、今回も外されているということでございます。

齋藤 裕:仰っていること自体はよく分かるんですけれども、裁判所が警察の不正捜査を 今までチェックしてきたかという問題もありますし、警察が不正な捜査をやるだけやっ て、嫌がらせ的に逮捕とかをして、逮捕には令状が必要ですから裁判所のチェックは一応 あるわけだけれども、ほとんどチェックしないわけです。捜査をやって嫌がらせをやるだけやって起訴しない、要するに裁判にかけないという場合はチェックのしようがないわけです。

だから、体系として仰ることは正しいと思うけれども、結局、今のお話が前提だと、警察が悪いことをしてもチェックは働かないということにしかならないかなとは思います。

飯田裕美子:では、ちょっと別の観点からも含めましてご質問はいかがでしょうか。 それでは、3番目の緑の……。

発言者⑥:「マイナンバー法案」の6番と7番なんですけれども、所管は総務省ですよね。

飯田裕美子:資料の7番ですね。

発言者⑥:この原案では。新しく法案ができるというと、また役所は例えばマイナンバー 課という新しい課を作って、行政運営の効率化と言うのですけれども、行政運営の非効率 化ではありませんか。

飯田裕美子:向井さん、お願いします。

向井治紀:7番に所管は総務省と書いていますが、これは付番についての所管が総務省と、こういう意味でございます。個人番号を付番する所管は総務省。これは既存の住民制

度課で行うので、課が増えるということはございません。

飯田裕美子:そういうことだそうです。そろそろ終了時刻も近づいてきたんですけれども、この後、質問をご予定されている方がおられましたら人数を把握したいと思いますので、手を挙げていただいていいですか。

では、あとお二方ということになります。手前の2番目の白いセーターの方からお願いします。

発言者⑦: ●●●と申します。情報関係の仕事をしているのですが、これは法案とかがずれているのでいろいろずれるのでしょうけれども、極めて短期間にいろいろなシステムに手を入れるような形で考えられているのですが、現実、これでできるのでしょうか。

すごく限られた部分から試して広げていくほうが現実的なのかなと思える部分もありますし、現実これだけのものを一遍に手を入れれば、関係者が増えれば、どうしても時間がかかる部分が増えるので、時間切れになってしまうような形の日程はなかなか厳しいものがあるので、その辺どのような形なのか。

もしくは、今日の先生方の中でも、確か、限られた部分からやって広げていくような構想もあったかと思うんですが、法律を読むとそういう感じには読めないので、その辺、どんな感じなのか教えていただければと。

飯田裕美子:では、向井さん、お願いします。

向井治紀:まず、法案そのものにつきましては、法律上は何年何月からしなければならないというふうにはなっておりません。付番はいつから付番するというのは、あるピンポイント、何月から何月までの政令で定めるという書き方なので幅はありますけれども、そのときまでには付番しなければいけないという制度になっておりますが、その番号を社会保障とか税の分野に使う部分については、番号を使わなければならないというふうにはなっていないので、そういう意味ではいつから使えるようになるという法案であったとご理解をいただきたい。

そういう中で、では法案が通ったらどうするつもりだったのかということにつきましては、もちろん付番は当然しなければいけないです。それから、1年遅れで情報提供ネッ

トワークシステムは作らなければいけませんが、分野として最初に来るのは、2015年1月から確実に使うことを考えていたのは税。国税、地方税、これは確実。それから地方の期待も大きいものですから、いわゆる防災とか社会保障でも地方の関わる部分については、地方のシステムは市町村によりますが、1つのシステムで全部やっているところもありますので、地方に関わる分については、最初からやるということになるのではないか。それ以外の部分については、システム上で言うと要件定義をしっかりしないといけないので、それによっては2015年1月から必ずしも利用するかどうかについては、まだはっきりはしていなかったというのが、法案が通るまでの現状です。

実際1年遅れになりますので、この先どうなるかというのは、そもそもこのような制度が議論されるとは思いますけれども、全く同じものができるかどうかも、それは今後の政権次第ですので、今後の検討になるだろうと思います。

いずれにしても、当然どういうふうに使うか要件定義をしっかりしないと、こういうシステムは結構よく破綻することがあるので、実際に特許庁のシステムなどは、なかなかうまくいっていないこともありますので、こういうことは気を付けながらやらないといけないというのは仰る通りだと思います。

飯田裕美子:梶浦さんからは何かありますか。

梶浦敏範:仰った通りなんですけれども、私もマイナンバー法案の税以外のディテールの話はまだ正直言ってほとんど知らない状況であります。経団連の資料にもございましたけれども、まず業務の整理をして、それで審議官の方からもございましたが、地方自治体さんのシステムをあるエリアで少なくとも共通化して使う。技術で言うとクラウドとかそういうことになるわけですが、まず、ある種の納付処理業務、あるいは申請処理業務でも少しずつ単語が違っていたり、あるいは帳票のフォーマットが違っていたりというものを整理するのが私は本当は先だと思っています。そういうことをあるエリア、例えば東北のエリアで多くの市町村で共通化されれば、システムの改修自身はそう難しいことではないのではないのかなと。

1年以上延びてしまったというのが幸か不幸かと思っておりますけれども、その間に、今申し上げましたような業務の整理というのが、政府 C I O は自治体まで権限が届かないやに聞いておりますけれども、そういうのを先になされれば、システムの開発期

間、要件定義の期間も短くなると思います。

飯田裕美子:ありがとうございました。それでは、最後の質問者の方、お願いいたします。

発言者®:今までの質問に重複するかもしれませんけれども、前に年金の番号が変わりましたね。そのときも年金漏れと、番号が二重に来たという時があったんです。それで今度移行する時にうまく行くのかと、あともう1つ、弁護士の方から漏洩がないと言われましたけれども、今現在、漏洩している会社というのがあるんですね。集めている会社が。そういうところの対策はどうしたらいいのかというのを教えて欲しいのですけれども。

飯田裕美子: もしよろしければ、お名前とどんなご関係の方かいただいてもよろしいですか。

発言者⑧:一般のサラリーマンですけれども。

飯田裕美子:最初は年金が受け取れないという問題、2つめは情報漏れ。

発言者®:前にも漏洩というのは実際にあって、そういうことを集めてオープンにしているという会社があるんですね。

飯田裕美子:漏洩情報を集めている企業があると。

発言者⑧:あります。そして、それをオープンにして……。

飯田裕美子:売っているところがあると。

発言者⑧:そのために、うちのところもダイレクトメールとか電話がしょっちゅう鳴ってきたというのがあるので、これもサイバー攻撃からまた、そういうふうに集めるのではないか。

前に年金のときに番号が変わりましたというときに、1個目が1個漏れて名前の漢字 が違うのが来たのと、番号が2つ来たというのがあって、うまくシステムが移行できるの かどうかが問題なんですね。

飯田裕美子:年金の時に不具合があったけれども、そういうことがまた起きるのではないかというご懸念が1つと、もう1つは、情報を売っている企業で迷惑しているというご経験がおありになるので、そういったことが防げないかどうかという質問でよろしいですか。

発言者⑧:はい。

向井治紀:まず、年金番号につきましては、今は住民票コードと同期化をしておりますので、ほとんど二重付番は起こらないようになっていると思いますが、ただ、たまに起こるのは、学生時代に親が保険料を払っていて、それを知らずに、就職した企業で厚生年金に加入した場合に、二重付番が起こっている例があるやに聞いています。

ただ、年金番号の中にマイナンバーも入りますとそういうことはなくなりますが、導入前にマイナンバーと年金番号の同期化をしないといけない。同期化をちゃんとしておけば、二重付番とかそういう問題はなくなると思います。

それから、世の中には不正に漏洩したものを集めて売っている企業みたいなものもあるのかどうか、いろいろなことは言われております。それで、そういうものがマイナンバーに入った場合どうかという点については、結局のところ、マイナンバー固有の問題というよりは、むしろ電子政府の問題に近いのかなと。それで、そういう電子化が進んだ場合にいかに電子化された情報を漏洩、あるいはハック、あるいは先程あった人間が、公務員側が漏洩することをどう防ぐかということだろうと思います。そこらは結局のところ、先程の話に結局、帰着するとは思いますけれども、そういう場面で第三者機関の機能がどの程度発揮されるかというのは非常に大きい問題だと思っておりまして、齋藤先生が仰るように第三者機関が機能しなかったら、やはり非常に問題だろうと思います。

ただ、この第三者機関というのは、例えば、原子力規制委員会ですと基本的に経済産業省にある第三者機関で、この第三者機関(個人番号情報保護委員会)は内閣総理大臣の下にある第三者機関であるので、特定の省庁がここの委員会を牛耳るということは起

こらないということ。それから、あとは常々、こういう第三者機関というのは基本的には 役所の人間よりは、いろいろな方を集めたほうが良いと思っておりまして、それこそ弁護 士なり、あるいは企業でシステムを経験された方なり、あるいは検察官なり、そういう人 間をいかに集めてちゃんとしたものを作っていくかというのは、この法案が仮に通ったと すれば、通った後の最大の課題だと思っております。

そこのところは一種、公務員が増えたらいかんというので、定員は厳しい、定員を減らせとかそういうのがありますけれども、そういうものの例外と考えて政治的に進めていただく必要があるのかなと事務局としては思っていたところであります。

飯田裕美子:どうもありがとうございました。それでは、時間も過ぎてまいりましたので、本日は大変貴重なご意見、またご質問をありがとうございました。

最後に、登壇者お一方ずつに一言ずつまとめのお言葉をいただいておしまいにしたい と思います。こちら側から島澤さんからお願いいたします。

島澤 諭:島澤でございます。講演会とシンポジウムでいろいろ皆様方のお話、ご意見をお伺いしまして、改めてマイナンバーに関する理解が深まったかなと自分で思っております。今まで認識していたメリットの他に、デメリットに関しましてもまだまだ不安が大きいということも実感いたしました。

従いまして、マイナンバーはあと少ししますと多分、成立して実施されていくのだろうとは思いますけれども、その前に多くの論点を潰していく必要があるのかなと思います。どうもありがとうございました。

齋藤 裕: 齋藤でございます。番号制度を使って、ひょっとしたら良い社会になるのかもしれないけれども、却って悪い社会になるかもしれない。番号制度をどう使うのかというのが分からない、まだ明らかにされていないというのが非常に大きな問題かなと、今の皆さんのお話を聞いていてそう思いました。

今回廃案になった法律では、災害関係で番号制を使うということがいろいろ書かれています。具体的に何かというと、被災者生活再建支援法という法律と災害救助法という法律です。災害が起こって割とすぐの段階で使われるのは災害救助法ですね。災害救助法の何に使われると書かれているかというと、災害救助法の現金給付と現物給付に番号を使い

ますと言われています。自治体の方も多くいらっしゃると思うんですけれども、お分かりだと思いますが、災害救助法では現金給付してませんよね、現実には。制度としてはあるけれども。でも、法律には現金給付のために番号制を使うと書いてあるんです。これはすごくおかしいと思いませんか。要するに大義名分を付けるためにいろいろ災害とか言っているけれども、本当は何のために使おうとしているのかが良く分からないんですね。

では、現物給付というのは何かというと、例えば、避難所で弁当を配るとかですけれども、この人の番号は何番だから確かに避難者だ、だから弁当を配ろう、この人は番号が分からない、カードも持っていない、だから弁当を渡さないみたいな、そんな馬鹿なことを想定しているのかと思ってしまうわけです。やはりそういう緊急の事態だったら、番号があろうがなかろうが、その場にいる人を救うのが大事なわけですよね。だから私は、ものすごく番号制で良い社会ができるんだ、災害避難者も救われるんだみたいなことを言っているのだけれども、かなり眉唾な部分が多いなと思っています。

あと、もう1つ関連して言うと、いろいろな背景としては、「連合」という労働組合が総合課税、要するに税制を改正するために番号制が必要なのだということをずっと訴えてきて、それを民主党が取り入れたという側面もあるのだと思うんですけれども、総合課税自体は私は良いと思っていますけれども、今回の政府の資料には一切書いていません。結局だから、みんな番号制でこういうことができるんだ、こういう良い社会ができるんだとイメージしているんだけれども、番号制が良い方向に使われる担保というのはどこにもないんですよね。民主党政権はいろいろ良い社会保障政策をつくりますと言ったけれども、どうだったでしょうか。全く空証文みたいな夢ばかり見させられて、結局、お金と人権侵害だけをもたらすような番号制度が導入されるとしたら大変なことだなと思っております。以上でございます。

梶浦敏範:経団連の立場としては、数字を最後に1つだけ。4、5年前のことになります。私も経団連の海外の事情を視察するというところに参加をいたしました。いろいろな国に行ったのですが、特に印象に残りましたのはベルギーでございます。

ベルギーでは、番号制度を初めとして電子政府を導入した結果、行政の効率化はもちろんのこと、民間に17億ユーロの経済効果をもたらした。これを当時の為替レートで、ベルギーと日本は大体10倍ぐらいGDPが違いますから換算をいたしますと、日本の場合、2.2兆円になります。このぐらいが民間に期待できるアッパーリミットかもしれない

と思っています。

何でベルギーはそれをやったのかというと、ベルギー南部はフランス語圏です。もし、そこの政府が大きな政府になって税金をたくさん取れば、企業や稼げる人は国境を渡って、通貨も同じユーロですからフランスへ行ってしまいます。その結果、何が代わりに来るかというと難民の方が来ます。つまりタックスペイヤーがいなくなって、タックスイーターが増える、それで国が成り立つはずがないというのがベルギー政府の議論でございました。

幸か不幸か、日本の場合は国境が海でして、なかなか国境を越えた人口流動が少ないのですが、やはり国の経営という立場で考えますと、経済効果等も考えてこのような制度を、細部はいろいろ議論がございますけれども、基本的には導入すべきだという姿勢でございます。以上です。

熊田耕治:熊田でございます。私だけ今日のパネリストの中で地元、福島県出身ということもございますので、若干外れるかもしれませんが、そのようなことも含めて、最後のまとめをお話しいたしたいと思います。

番号制度については、究極的に行政コストを節減できるのであればやるべきだ、また 我々としても電子申告などで先行して同じようなことをやっている部分でメリットも感じ ております。ただ、もちろんセキュリティとかいろいろなデメリットの部分もあることも 事実だと思います。そういうことで言えば、行政コスト節減だけを振りかざすわけではな いのですけれども、我々、東日本大震災で福島県におきましてはまず地震の被害があ り、津波の被害があり、そして原発事故による被害があり、それに伴う風評被害、四重 苦と言われておりますが、このような被害を福島県民全員が受けておるわけです。それで 1年半、2年経とうとしておりますが、恐らく、関西地方とか九州とかに行きますと、そ んなことあったっけというような話も聞くわけでございまして、恐ろしいことに5番目の 被害、いわゆる風化被害と申しましょうか、忘れられてしまうようなことにもなりかねな い。

国も復旧復興の手立てをして、復興財源につきましては最重要課題として取り組みますよと言っていた野田民主党政権も解散してしまいましたので、どうなるのだろうなと思っています。

ただ、税制面で言うと、来年から25年間、復興財源確保のための増税が始まるわけな

んですね。なおさら国全体として財政の無駄遣いを節約していくというような姿勢は必要なのだろう。そういう面では、番号制度を導入することを大いに検討してもらいたいと思いますし、また、民主党政権が解散いたしまして、結果として廃案になって1年間延びたことは、我々が英知をもって、もっといい知恵が出せるような機会が1年間与えられたと考えれば良いことなのかなと、そのようなことを思いましておしまいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

向井治紀:今日も、非常に白熱した議論ができたと思っております。番号制度というのは、ある意味、既にいろいろな番号が入っております。そういう中で共通の悉皆的な番号というのはどういう意味を持つか、というのが今日の議論の中で明らかになってきたのではないかと思います。

いずれにしても廃案になりましたので、次の政権がどのような方針でどのようなことを立てるかというのは分かりませんが、似たような形での番号制度というのは当然議論に上ってくると思いますので、今日の議論で得たご意見も踏まえて、また検討させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

飯田裕美子:パネリストの皆様、どうもありがとうございました。

本日のディスカッションは、特に震災のご経験を踏まえたご質問、ご発言などもいた だけて大変貴重だったと思います。私もメディアで働く者として、さらに一層理解が深ま るような報道をしていかなければと、身の引き締まる思いをしております。

どうも本日はありがとうございました。以上でディスカッションを締めたいと思います。

(7)閉会挨拶

司会:ありがとうございました。

それでは最後に、内閣官房社会保障改革担当室、向井治紀審議官からご挨拶を申し上げます。

向井治紀:本日は、本当に長い時間、悪い天気にも関わりませず、ご熱心にお聞きいただき、また、意見をたくさん頂戴いたしまして本当にありがとうございました。

この先、また一から出直しでございますけれども、今日出たような非常に深い議論を踏まえまして、番号制度というものはどういうものかというのを一から考え直して、また番号制度に取り組みたいと思っております。本当に今日はどうもありがとうございました。

司会: それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様に、ここでご降壇いただきますので、どうぞ皆様、拍手でお送りください。ありがとうございました。

さて、このシンポジウムの模様ですが、12月上旬の福島民報、福島民友新聞に掲載予 定でございます。

以上をもちまして、本日のプログラムは終了とさせていただきます。長時間にわたり ましてご参加いただき、誠にありがとうございました。

また、皆様のご意見やご感想など、お配りしましたアンケート用紙にご記入いただければと思います。お帰りの際に、出口の回収箱、またはお近くのスタッフに参加プレートと一緒にお渡しください。よろしくお願いいたします。

また、どうぞお忘れ物などございませんよう、ご確認いただきまして、お気を付けて お帰りくださいませ。

本日はご来場いただきまして、誠にありがとうございました。

以上